

**みかん栽培の礎を築いた
有田みかんシステム**

和歌山県有田地域

日本農業遺産保全計画

(第1期)

計画期間：令和3年4月～令和8年3月

有田みかん地域農業遺産推進協議会

令和2年7月

農林水産業システムの概要

本システムは、みかん生産者による優良品種・系統の探索と農家の兼業による苗生産の組み合わせによる自立性の高い産地形成、多様な地勢・地質の組み合わせに応じた栽培技術の開発及び日本初のみかん共同出荷組織「蜜柑方」を起源とする多様な出荷組織の共存を核とした持続的農業システムである。

現在、日本で最も生産量の多い果実であるみかんの栽培を、日本で初めて生計の手段にまで発達させるとともに、400年以上にわたる持続的な発展を可能にしたのが本システムである。

有田地域では、室町時代より在来みかんを栽培しており、安土桃山時代には、熊本県より小みかんを導入し、優良系統の選抜を重ねることで、江戸時代、「紀州みかん」の名で一世を風靡した、紀州小みかんを育成している。

このように有田地域では、高い観察力を持った農家が、日々の農作業のなかで、数多くの優良品種・系統（枝変わり等による突然変異）を見出すことで、産地の品種・系統のバリエーションを高めてきた。

また、多くのみかん産地では、産地外の専門業者より苗木を購入しているが、有田地域では、みかん農家の兼業により、農家ニーズに応える高品質な苗木（2年生・土付き苗木）を産地内で生産してきた。

この、産地内での「優良品種の発見」と「苗生産」の組み合わせにより、新品種の速やかな普及が可能になるとともに、産地の自立性が保たれてきた。

なお、有田地域は、地質で見ると三波川帯・秩父帯・四万十帯、地勢で見ると、海岸部－内陸部・傾斜地－平坦地・有田川北岸－南岸に分かれる。

そこで本システムでは、多様な地勢・地質の組み合わせに応じた品種選定・栽培を行うことで、高品質なみかんを生産し、産地全体として有田みかんブランドを確立してきた。

また、有田地域では、紀州藩の保護政策により、日本初のみかん共同出荷組織「蜜柑方」（みかんがた）を組織しており、以降も時代の流れに応じ、その形態を進化させ続けてきた。

現在、全国的には「農協出荷」が主流であるが、有田地域では農協に加え、生産者や集落組織を主体とした多様な出荷組織が共存することで、産地全体として販売面での優位性を維持し続けている。

現在、有田地域の温州みかん生産量は日本一を誇るが、400年以上にわたりみかん

別紙様式第2号

栽培を発展させ続けるとともに、新たなスキームによる新規就農者確保、6次産業化による収益性の向上や女性の参画等を進めてきた本システムは、「持続可能な農業の促進」(SDGs Goal12)、「陸域生態系の持続可能な利用の促進」(SDGs Goal15)、「ジェンダー平等」(SDGs Goal5)の達成に確実に貢献するものである。

本システムは、日本で初めて、みかん栽培を生計の手段に発達させるとともに、みかん農家・苗木農家・出荷組織が連携し、産地全体で日本一の「有田みかん」産地を形成・維持してきた地域共同のシステムである。

別紙様式第2号

目次

第1	はじめに	… 4
第2	課題への対応策	… 5
1	食料及び生計の保障	… 5
2	農業生物多様性	…10
3	地域の伝統的な知識システム	…12
4	文化、価値観及び社会組織	…14
5	ランドスケープ及びシースケープの特徴	…16
6	変化に対するレジリエンス	…17
7	多様な主体の参画	…18
8	6次産業化の推進	…19
第3	モニタリング方法	…20
第4	考察	…20

第1 はじめに

- ・全国的には、温州みかんの栽培面積は減少傾向にあるが、有田地域ではその面積を維持している。

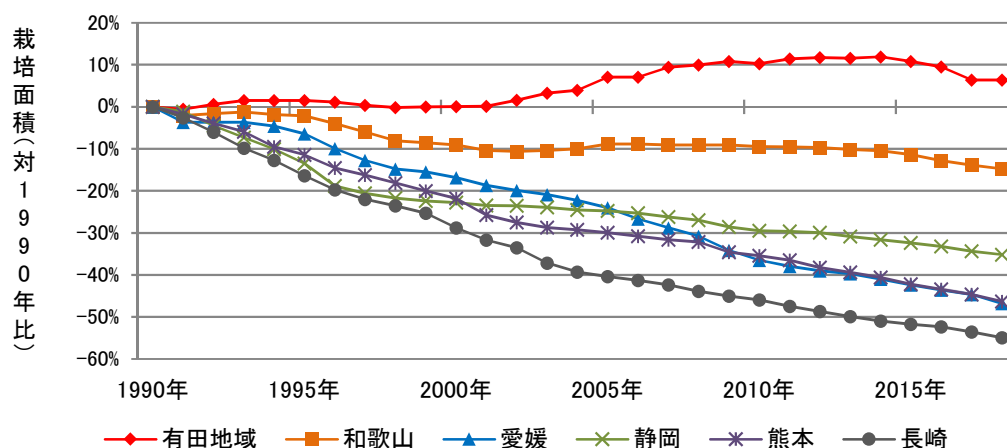


図1 温州みかんの栽培面積の推移

資料：作物統計（農林水産省）

- ・農業就業人口についても、減少はしているものの、その程度は他産地に比べて小さい。

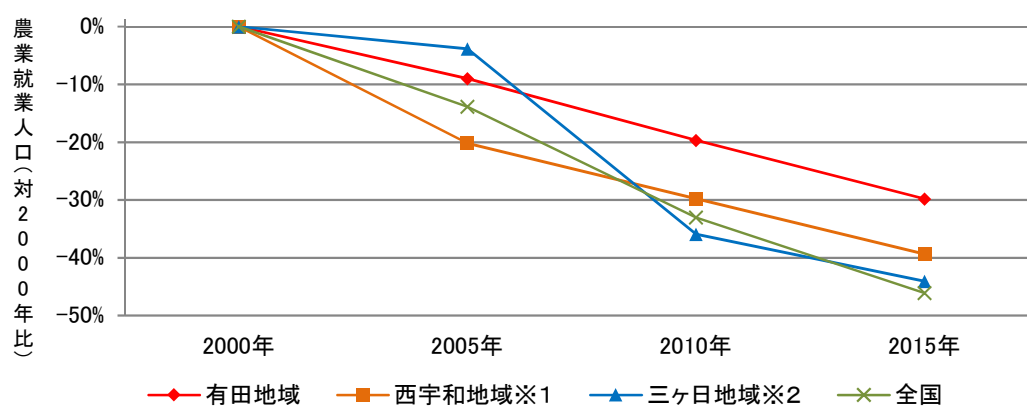


図2 農業就業人口の推移

資料：農林業センサス（農林水産省）

※1：愛媛県八幡浜市、西宇和郡、西予市三瓶町、※2：浜松市北区三ヶ日町

- ・しかし、有田地域においても農家の高齢化・減少は進行しており、本システムの保全には、新規就農者の確保や地域住民による保全活動に加え、関係人口の創出や移住定住者の確保が必要となる。
- ・そこで、
 - 地元小中高校生への出前授業による地域への誇りの醸成
 - シンポジウムの開催による保全活動への参画促進

別紙様式第2号

➤本システムの魅力発信による関係人口の創出

➤季節労働者の定住支援

などを図り、多様な主体の参画によりシステムを保全していくこととする。

- ・なお、「地域の子供達へのシステムの魅力発信」は、地域外への進学後の地元就農・就職や定年帰農など、様々な形態の担い手の育成を目指したものである。
- ・また、本計画の実行により地域への誇りを創出し、後継者が誇りを持って、意欲ある農業経営が展開できる産地を形成することとする。

第2 課題への対応策

1 食料及び生計の保障

A 脅威及び課題の分析

- ・温州みかんをはじめ、果実全体の消費量は年々減少している。

表1 生鮮果実1人1年当たりの購入数量

単位：kg/年・人

	H10	H20	H26	H27	H28	H29	H30
購入数量	31.0	28.7	26.7	25.8	25.5	25.2	23.9
うち、温州みかん	6.3	4.8	4.3	3.8	3.5	3.4	3.2

資料：総務省「家計調査」 注：二人以上の世帯。

- ・若者を中心に「果物離れ」が進むなか、子供達における「有田みかんの食習慣」を養うことが重要となる。
- ・経済連携協定の締結（日・EU EPA、TPP11 など）は輸出拡大の契機となるが、有田みかんの輸出拡大においては、
 - 販路開拓
 - 海外ニーズに応じた栽培技術の確立
 - 植物検疫条件による輸出障壁の撤廃などが求められている。
- ・国内においても、産地間競争は激化しており、品質はもとより、「産地の物語」による差別化が有効な手段になると考えられる。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 消費量の減少

ア 地域の小学生を対象とした食農教育・地域学習の実施

- ・ J Aありだでは、地元小学生を対象とした食農教育^{※1}を展開している。
※1：食育に農業体験を盛り込んだ教育。有田みかんを使ったスイーツ作りや鉢植えみかんの収穫体験などを実施。
- ・そこで、有田みかん地域農業遺産推進協議会（以下「協議会」という。）と J Aありだの連携により、これら食農教育の場において本システムについて学んでもらうことで、有田みかんの食習慣を養うこととする。
- ・また協議会は、小学校での地域学習の場への出前授業を行い、本システムについて学んでもらうこととする。
- ・本取組において、協議会は本システムの「小学生向け冊子」を作成し（協議会予算）、県・市町は小学校との調整役を担うこととする。

本システムの魅力発信を盛り込んだ食農教育の実施

➤食農教育 実施回数：55回／年

本システムについての小学生向け冊子の作成

➤冊子作成：R3年度

小学校の「地域学習の場」における出前授業等の実施

➤出前授業の実施：R3年度～

イ 県内全小中学校・特別支援学校における食育活動の実施

- ・和歌山県では、子供達に望ましい食習慣を身につけもらうため、県内全小中学校・特別支援学校に対する県産農産物（温州みかん、もも等）の提供及び生産者による出前授業（一部の学校）による食育活動を展開している。
- ・そこで、本取組を継続し、子供達におけるみかんの食習慣を養うことで、有田みかんの消費を将来にわたり拡大させていく。
- ・県は和歌山産品利用促進事業（県予算）による農産物の提供を行い、教育委員会は小中学校との調整、小中学校・特別支援学校は出前事業の受け入れ、生産者は出前授業の実施を行う。

県内全小中学校・特別支援学校への温州みかんの提供・出前授業の実施

- 温州みかんの提供：1回/年
- 温州みかんに関する出前授業：1校/1年

ウ 販売促進活動への農業遺産認定効果の活用

- ・有田地域では、全国各地での販売促進活動を長年実施しており、「有田みかん」ブランドの知名度を向上させ続けている。
- ・また、有田むき（有田ならではの皮のむき方）に着目した「有田むきチャレンジ！！キャンペーン」など、個性あふれる販売促進活動を展開している。
- ・近年では、ふるさと納税の返礼品として、有田みかん・有田みかんジュースが人気を集めている。
- ・そこで、これら取組において農業遺産認定をアピールすることで、販売促進効果を増大させることとする。
- ・なお、本取組は全国の人々に本システムを知ってもらう絶好の機会となる。
- ・販売促進活動におけるアピールは、市町、JA、生産者と協議会の連携により実施し、協議会は農業遺産シンボルマークや各種PR資材（リーフレット、のぼり、PR動画等）の作成により本取組を支援する。
- ・ふるさと納税における魅力発信は、市町が実施する。

農業遺産認定を活かした販売促進活動

- 全国各地での販売促進イベント：5回/年
- ふるさと納税での認定PR：令和3年度～
- 農業遺産シンボルマーク・リーフレット等の作成：令和3年度

(2) 海外販路の開拓

ア 販売促進イベント・セミナーの開催

- ・海外高級百貨店での販売促進イベントや、輸出促進セミナーの開催により、有田みかん・有田みかんジュースの海外販路を開拓する（和歌山県農水産物・加工食品輸出促進事業・県予算）。
- ・協議会は外国語版 農業遺産リーフレットを作成し、販路開拓を支援する。

有田みかんの海外販路の開拓

- 有田みかんの海外プロモーションの実施：1回/年
- 外国語版リーフレットの作成：令和4年度

イ 輸出上の課題解決に繋がる試験研究の実施

- ・和歌山県果樹試験場では、これまでもアジアへの輸出を見越した試験研究を実施してきた。

後期重点摘果技術の検討

- ・東アジア、東南アジアではサイズの小さな温州みかんの需要が高い。
- ・そこで、後期重点摘果技術（摘果（幼果の間引き）の時期を遅らせ、後期に重点摘果を行う技術）による小玉果実の増加効果を調査。

腐敗軽減技術の検討

- ・輸出は、輸送期間が長いと、果実腐敗が発生する可能性が高い。
- ・そこで、腐敗の主な原因となる緑かび病菌の各種薬剤に対する感受性を調査するとともに、薬剤散布が輸出後の果実腐敗に及ぼす影響を調査。
- ・そこで、今後も輸出上の課題解決に繋がる試験研究を継続する（県予算）。
- ・なお、和歌山県は、研究テーマを生産者等から広く募集する「農林水産業競争力アップ技術開発事業」（県予算）を実施していることから、状況に応じ、輸出上の課題解決に係る試験研究を協議会より県に提案することとする。

輸出上の課題解決に繋がる試験研究の実施

- 研究実施 R3年度～（継続）

ウ 植物検疫条件による輸出障壁の撤廃への働きかけ

- ・温州みかんの輸出上の「植物検疫条件による障壁」の撤廃について、和歌山県から国への働きかけを継続する。

主な要請内容

- ・中国に対する輸出解禁の働きかけ
- ・ベトナム、台湾との植物検疫条件の合意

- ・アメリカ、オーストラリア、タイへの輸出における塩素溶液浸漬処理条件の撤廃

植物検疫条件による輸出障壁の撤廃に向けた国への働きかけ

➤国への働きかけ R3年度～（継続）

(3) 他産地との差別化

ア 認定みかんや厳選出荷による「品質への信頼」と農業遺産認定を活かした「有田みかんの物語」による差別化の推進

- ・有田地域では、食味審査等に基づく有田みかんの認定制度^{※2}や、糖度基準に基づく「厳選出荷」^{※3}の取組により、有田みかんの品質を保障し、消費者の信頼を獲得してきた。

※2：有田市原産地呼称管理制度（有田市）

糖度基準、食味審査等により、高品質な有田みかん・有田みかんジュースを認定。

※3：みかん厳選出荷促進事業（和歌山県）

糖度基準を設定し、基準に満たない果実を加工原料に仕向けることで、市場に出回るみかんの品質を保障。

- ・そこで、農業遺産認定を契機とし、これら「品質への信頼」による差別化に加え、「有田みかんの物語」による差別化を図り、ブランド力を向上させる。
- ・協議会はシンボルマーク、リーフレットの作成、HPの開設を行い（協議会予算）、市町・JA・県はトップセールスの実施や既存のパンフレットの改訂により、「有田みかんの物語」の発信を行う（市町・JA・県予算）。

農業遺産認定を活用した「有田みかんの物語」による差別化

- 「認定みかん」紹介サイトにおける農業遺産の発信：R3年度～
- 農業遺産特設ページの開設：R3年度～
- シンボルマーク・リーフレット等の作成（再掲）：R3年度
- 農業遺産特設ページの開設：R3年度～
- パンフレットの改訂による農業遺産認定のPR：R3年度～

2 農業生物多様性

A 脅威及び課題の分析

- ・「多様な品種・系統の利用」については、温暖化の進行や消費者ニーズの変動等により、栽培が途絶える品種・系統の出現が懸念される。
- ・「雑木林からみかん園に続く土地利用が生み出す生物多様性」については、里山としての利用の減少による管理不足の発生が課題となる。
- ・「環境保全型農業」については、各地で個性のある取組が実施されているものの、取組の波及には、実践者間の連携が重要となる。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 栽培が途絶える品種・系統の出現

ア 近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園における品種・系統維持

- ・近畿大学湯浅農場柑橘資源保存園（湯浅町）では、生産現場での栽培が途絶えた品種を含め、計219もの柑橘品種・系統を栽培・保全している。
- ・そこで、今後も本園における遺伝資源の保存を継続することで、生産現場における多様な品種・系統の利用、維持を補完することとする。
- ・加えて本保存園は「一般見学者にも開かれた大学農場」として運営されていることから、認定を契機とし、本システムにおける多様な品種・系統の利用の歴史を発信することとする。
- ・また、円滑な情報発信に向け、本園と協議会による勉強会を実施する。
- ・なお、本保存園の管理経費は柑橘類の販売収益等により確保されており、自立性の高い運営がなされている。

近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園における品種・系統維持

➤品種・系統維持：継続

近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園見学者への「多様な品種・系統の利用」の発信

➤情報発信：R3年度～

近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園と協議会の勉強会の開催

➤勉強会：R3年度～

(2) 雑木林の管理不足

ア お話し講座による雑木林の役割周知と共同活動による雑木林の管理

- ・有田地域では、中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金(国・県・市町予算)を活用した共同活動により、雑木林の管理を実施してきた。
- ・なお、本管理は「園地環境の維持・保全」が第一の目的であり、雑木林が生物多様性に果たす役割について、着目される機会は少なかった。
- ・そこで、集落単位の寄り合い等を対象とした「農業遺産 お話し講座」を開催し(協議会より説明)、雑木林の管理の意義を認識してもらうことで、管理活動の継続を促進する。
- ・また協議会は、生物多様性やエネルギー問題を子供達に学んでもらう「おもしろ環境まつり」にも参加し、雑木林が果たす役割を発信する。
- ・市町はお話し講座の実施を各集落に呼びかけ、県は「交付金 県版パンフレット」においてその成果を掲載し、活動の波及を図る。

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金による共同活動

➤実施協定数(中山間)

: R1年度 109協定 → R7年度 109協定

➤実施地区数(多面的機能)

: R1年度 76地区 → R7年度 76地区

農業遺産 お話し講座による雑木林の役割発信

➤お話し講座の開催: 4回/年

おもしろ環境まつりにおける子供達への雑木林の役割発信

➤出展開始: R3年度

交付金 県版パンフレットでの雑木林の管理活動の掲載

➤掲載開始: R4年

(3) 環境保全型農業実践者間の連携強化

ア 環境保全型農業 現地研修会の開催による連携強化

- ・意欲的・先進的な環境保全型農業を実践する生産者の園地において、現地研修会を開催することで、生産者間の情報共有を図り、連携を強化する。

- ・本取組は、「エコ農業推進モデル事業」(県予算)を活用して行うこととし、環境保全型農業実践者は研修の受け入れを行う。
- ・また、協議会は「有田地方環境保全型農業研究会」(環境保全型農業実践者で組織)との意見交換を行い(総会等の機会を活用)、農業遺産認定を契機とした認証制度の創設等の検討を開始する。
- ・エコファーマー^{※4}は全国的にみても減少傾向にあるが、県下全域の農業者を対象とした本研修や有田地方環境保全型農業研究会との連携は、県全体のエコファーマーの維持に貢献するものと考えている。
 ※4：持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を都道府県知事に提出し、認定を受けた農業者。

表2 エコファーマー認定件数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30
全 国	166,373	154,669	129,389	111,864	95,147
和歌山県	1,381	1,207	979	943	871

資料：持続性の高い農業生産方式導入計画の認定状況(農林水産省)

環境保全型農業 現地研修会の開催

➤開催回数：1回/2年

有田地方環境保全型農業研究会との意見交換

➤意見交換開始：R3年度

エコファーマーの維持

➤エコファーマー認定件数：H30年度 871件 → R7年度 450件

※過去5年間における減少程度がそのまま続くと、約390件にまで減少。

3 地域の伝統的な知識システム

A 脅威及び課題の分析

- ・有田地域は、温州みかんの栽培面積を維持し、県内で最も多くの新規就農者を確保しているが、担い手農家の高齢化・減少は確実に進行している。
- ・「生産者による優良系統・品種の探索」については、産地で見出し優良系統・品種の情報を県果樹試験場に集約する仕組み(枝変わり・一樹変異探索事業)を構

築している。

- ・「生産者による苗生産」では、近年、苗木園地近隣での宅地開発が進んでいるが、住民には非農家も多く、農作業に対する知識・理解が十分でない場合もあることから、苗木生産者－住民間の相互理解が必要となりつつある。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 担い手農家の高齢化・減少

ア 農業遺産認定を活用した就農促進施策の実施

- ・協議会において、有田中央高校、和歌山県農林大学校にける出前授業を行い、「本システムへの就農」という選択肢の魅力を伝える。
- ・また、各市町による就農支援施策において農業遺産認定をアピールすることで、「世界に認められたみかんシステムへの就農」の魅力を発信する。
- ・季節労働者を対象とした定住支援の取組(有田川町・みかんギャザリング有田川)においても、本システムの魅力を発信し、定住を促す。
- ・市町は農業遺産認定を活用した就農促進施策、県は農業次世代人材投資事業(国予算)、移住者農林水産就業補助金(県予算)による政策的支援に加え、普及指導員による新規就農者への技術指導を行う。

有田中央高校・県農林大学校での出前授業の実施

➤実施回数：1回/年

農業就業人口の維持

➤農業就業人口：2015年 7,269人 →2025年 6,380人

※トレンドによる減少率(△12.6%/5年)を半減

新規就農者の確保

➤新規就農者数(令和3~7年計)：220人

※トレンドによる就農者数(37人/年)を1.2倍に増加

各種就農相談イベントでの本システムの魅力発信

➤発信回数：4回/年

(2) 枝変わり・一樹変異の情報集約

ア 枝変わり・一樹変異探索事業の継続

- ・本事業の継続により、枝変わり等の情報を県果樹試験場に集約することで、江戸時代より行われてきた「枝変わり等の発見・選抜」と最新の研究体制による「特性把握・品種登録」を組み合わせ、優良品種・系統の速やかな選抜・産地普及を図る。
- ・本取組において、生産者は枝変わり等の発見・報告に加え、現地適応性試験における園地提供を行い、県は品種特性の把握や新品種・系統の栽培技術の確立・普及（県予算）を行う。

枝変わり・一樹変異探索事業の継続

➤枝変わり・一樹変異探索事業の継続：令和3～7年度

(3) 苗木園地周辺の住民による苗木生産（農作業）への理解

ア 地元住民を対象とした農業遺産シンポジウムの開催

- ・地域住民を対象とした「農業遺産シンポジウム」を開催し、苗木生産を含めた本システムの重要性・意義を発信する。
- ・協議会は、有田地域の苗木生産者で組織される「有田苗木組合」との勉強会を開催（総会等の機会を活用）することで、日々の農作業上の課題を集約・共有し、「地域の方々に知ってもらいたいこと」を整理する。
- ・シンポジウムは協議会の主催により開催し（協議会予算）、市町は回覧板・市町広報誌を活用し、非農家を含めた住民全体に対する積極的な参加を呼びかける。

農業遺産シンポジウムの開催

➤開催回数：1回／年

有田苗木組合での勉強会の開催

➤勉強会の開催：R3年度～

4 文化、価値観及び社会組織

A 脅威及び課題の分析

- ・「みかんにまつわる多彩な文化（祭事）」は、多くの観光客を集めているものの、地域の担い手は高齢化している。

別紙様式第2号

- ・「食生活へのみかんの定着」については、日本全体において「果物離れ」が進行しており、温州みかんもその例外ではない。
- ・「紀州みかん発祥の地としての誇り」については、三世帯同居の減少等により、子供達が本システムの魅力に触れづらい状況にある。
- ・「多様な出荷組織」は、生産者の経営形態（専業・兼業）などの多様性に対応しながら産地全体として有田みかんブランドを形成してきたが、「糖度基準」などの明確化された基準による品質保証も重要となっている。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 農文化の担い手の高齢化

ア 本システムにおける農文化の役割の発信

- ・農文化の担い手確保においては、農家子弟に限らず、非農家世帯や移住者の積極的な参画を促す必要がある。
- ・そこで、当協議会が主体となり「農業遺産 お話し講座」（協議会予算）を開催し、本システムの中での農文化の役割・重要性を伝えていく。
- ・本取組は、システムの継承だけでなく、集落活動への若者の参画や移住者などの地域定着に貢献するものである。

農業遺産 お話し講座による農文化の役割・重要性の発信（再掲）

➤お話し講座の開催：4回/年

(2) 若者を中心とした「みかんの食習慣」の衰退

ア 食育、食農教育等の展開（再掲）

県内全小中学校・特別支援学校への温州みかんの提供・出前授業の実施

➤温州みかんの提供：1回/年

➤出前授業（温州みかん）：1校/1年

農業遺産認定を活かした販売促進活動

➤全国各地での販売促進イベント：5回/年

➤ふるさと納税での認定PR：令和3年度～

(3) 子供達への本システムの魅力伝達（再掲）

ア 本システムについての小学生向け冊子の作成・出前授業の実施

本システムの魅力発信を盛り込んだ食農教育の実施

➤食農教育 実施回数：55回／年

本システムについての小学生向け冊子の作成

➤冊子作成：令和3年度

小学校の「地域学習の場」における出前授業等の実施

➤冊子作成：令和3年度

5 ランドスケープ及びシースケープの特徴

A 脅威及び課題の分析

- ・ランドスケープの保全上の最大の脅威は、担い手の高齢化・減少による栽培面積の減少及び耕作放棄地の発生である。
- ・なお、高齢化を理由に経営規模の縮小を図る生産者が存在する一方で、規模拡大を希望する中核農家、農地の借り受けを希望する新規就農者や積極的に農地の引き受けを行う農業法人も存在する。
- ・一方、農家にとってみかん畑は「代々受け継いできた財産」との意識が強く、特に地域外からの新規就農者への貸借には、抵抗が生じやすい。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 耕作放棄地の発生懸念

ア 担い手への農地集積及び公的機関を介した新規就農者への農地貸借

- ・農地中間管理機構^{※1}や農地活用協議会^{※2}が主体となり、規模縮小希望農家と規模拡大希望農家・新規就農者の間での農地のマッチングを図り、優良農地を維持していく。

※1：都道府県における農地の中間的受け皿組織

※2：市町・農業委員会などで組織

- ・協議会は「農業遺産認定を活用した就農促進対策の実施（13 ページ）」により、新たな担い手を確保し、農地の継承者を確保する。
- ・これら取組によっても耕作放棄地が発生した場合には、農業農村活性化支援モデル事業（県予算・NPOや学生等による耕作放棄地の解消などの取組を

支援)や荒廃農地等利活用促進事業(国予算・荒廃農地での作物生産の再開を支援)による解消を目指すこととする。

農地面積の維持

- 温州みかん 栽培面積：平成30年度 3,727ha→令和7年度 3,579ha
※過去5年間のトレンドによる減少率を半減(△1.2%/年→△0.6%/年)

6 変化に対するレジリエンス

A 脅威及び課題の分析

- ・「多様な品種の利用」は気候変動に対するレジリエンスを高めており、近年では浮皮*の発生が少ない品種(「きゅうき」2011年品種登録など)が、生産者によって見出されている(枝変わり・一樹変異探索事業)。
※果皮と果肉の分離。温暖化が発生要因の一つとされる
- ・しかし、温暖化が更に進行した場合には、品種のみでは対応できなくなることも想定される。
- ・「山頂の雑木林-石垣の階段園」が生み出すレジリエンスについては、雑木林の管理(前述)に加え、石積みの保全が重要となる。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 温暖化の進行

ア 高温適応技術の開発

- ・「枝変わり・一樹変異探索事業」による高温に強い品種・系統の選抜・育成に加え、温暖化に伴う病害虫の発生等に関する試験研究を進めることで、「品種」と「栽培技術」の両輪による高温適応技術の確立を図る。
- ・試験研究は、県果樹試験場を中心に実施(県予算)し、県・JAは技術普及を担うこととする。

高温適応技術に係る試験研究の実施

- 研究課題数：1課題
令和2~4年度；集中豪雨に対応した温州みかん主要病害虫の防除対策の確立

(2) 石積み技術の継承

ア 石積み研修会の開催、共同活動による石積みの保全

- ・地域の名人を講師とした石積み研修会を開催し、技術を次世代に継承する。
- ・また、共同活動による石積みの保全活動（中山間地域等直接支払交付金・多面的機能支払交付金（国・県・市町予算））を今後も継続する。
- ・なお、協議会は石積み研修会やお話し講座等において、本システムにおける石積みの役割を説明することで、これら保全活動の意義を認識してもらい、活動の継続を促す。

石積み研修会の開催

➤開催回数：1回／2年

農業遺産 お話し講座による石積みの役割・重要性の発信（再掲）

➤開催回数：4回／年

中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金による共同活動

➤実施協定数（中山間）

：令和元年度 109 協定 → 令和7年度 109 協定

➤実施地区数（多面的機能）

：令和元年度 76 地区 → 令和7年度 76 地区

7 多様な主体の参画

A 脅威及び課題の分析

- ・有田地域では、地元高校での後継者育成、季節労働者の定住促進、都市農村交流イベント、大学との協働活動や女性の参画促進など、「多様な主体の参画」に繋がる多くの取組を展開しているが、これら活動間の連携の機会は多くない。

B 脅威及び課題への対応策

(1) 多様な取組の連携

ア 各種活動団体・組織が参画した「農業遺産シンポジウム」の開催

- ・協議会と各種組織・団体とがアイデアを出し合うことで、「農業遺産シンポジウム」を開催し、自らの取組を広く発信してもらう。
- ・シンポジウムの一番の目的は「保全活動への住民の参画促進」であるが、その企画・立案を通じ、各団体・組織間の連携が進むことを期待する。

- ・シンポジウムは協議会の主催により開催（協議会予算）し、市町・JA・県は各種団体・組織の参画を進めるとともに、各種団体の総会等における農業遺産お話し講座の実施について呼びかける。

各種団体・組織が参画した農業遺産シンポジウムの開催（再掲）

➤開催回数：1回／年

各種団体・組織の総会等での「農業遺産 お話し講座」の実施（再掲）

➤実施回数：4回／年

8 6次産業化の推進

A 脅威及び課題の分析

- ・有田地域では、数多くのみかん生産者が、「高品質・高単価みかんジュース」をはじめとした6次産業化に取り組んでいる。
- ・しかし、消費者ニーズより一層の多様化や海外需要の高まりに対応するには、6次産業者自身がマーケットインの感覚を養うことが重要となる。

B 脅威及び課題への対応策

(1) マーケットと6次産業実践者とのマッチング

ア 産品商談会によるマッチング機会の創出

- ・県が中心となり、食品卸やバイヤーと6次産業実践者を繋ぐ「産品商談会」を開催し、マーケットと6次産業実践者とのマッチングを促す。
- ・県は県産品販路開拓コーディネート事業（県予算）、国内大型展示会出展事業（県予算）により各種商談会の場を設定し、協議会はこれら商談会での「農業遺産のPR」により販路拡大を支援する。

産品商談会によるマーケットと6次産業実践者とのマッチング

➤実施回数：3回／年

第3 モニタリング方法

- ・協議会は、毎年度、保全計画をもとにその年度の活動内容を詳細に計画したアクションプランを作成し、年度当初の協議会総会にて、有識者も含めた審議を行う。
- ・年度途中には、定期的に必要な協議会メンバーを集めた部会を開催し、活動の進捗状況を確認するとともに、必要に応じ、活動内容の見直しやスケジュールの修正等を行うことで、目標達成を図る。
- ・年度終了後には、市町・県が中心となり、活動成果をとりまとめ、目標未達成となった項目の要因分析等を行い、改善策を盛り込んだ次年度のアクションプランを作成する。
- ・協議会総会において活動実績の報告及び次年度のアクションプランの審議を行うことで、計画全体のモニタリング及び進行管理を行う。

第4 考察

- ・本保全計画の実施主体は、協議会を中心とした地域住民であるが、本計画の実行は、地域と共に活動を行う都市企業等の出現や、農業遺産を核とした都市農村交流の創出などの波及効果も期待される。
- ・また、本保全計画に基づく「本システムの魅力発信」の対象者は、都市住民に加え、地元の小中高生を中心に考えているが、このことは、次代のシステムを担う若者の育成に加え、地域住民全体の誇りの醸成に繋がるものである。
- ・有田地域の人々は、400年以上にわたって努力を重ね、「みかんといえば有田、有田といえばみかん」といわれるほどの産地を築き上げてきた。
- ・これら長年の努力を支えてきたものの一つに「日本一の産地としての住民の誇り」があるが、認定を契機とした本計画の実行は、「世界に認められたシステムの保全活動」として、更なる自信と誇りを創出するものである。

世界農業遺産・日本農業遺産保全計画 取組一覧

有田地域

取組	ページ	実施者	実施時期					指標	
			R3	R4	R5	R6	R7	現状	目標
1 食料及び生計の保障									
(1)消費量の減少									
ア 地域の小学生を対象とした食農教育・地域学習の実施									
本システムの魅力発信を盛り込んだ食農教育の実施	7	◎協議会、◎JAありだ、市町、県	○	○	○	○	○	-	食農教育:55回/年
本システムについての小学生向け冊子の作成		◎協議会、市町、県	○	随時改訂			-	非実施	冊子作成:R3年度(以降、随時改訂)
小学校の「地域学習の場」における出前授業等の実施		◎協議会、市町、県	○	○	○	○	○	-	R3:出前授業
イ 県内全小中学校・特別支援学校における食育活動の実施									
県内全小中学校・特別支援学校への温州みかんの提供・出前授業の実施	8	◎県	○	○	○	○	○	温州みかんの提供:1回/年	1回/年
								出前授業:1校/年	1校/年
ウ 販売促進活動への農業遺産認定効果の活用									
農業遺産認定を活かした販売促進活動	9	◎JA、◎市町、◎協議会、◎県	○	○	○	○	○	全国各地での販売促進イベント	5回/年
		◎市町	○	○	○	○	○	-	R3~:ふるさと納税での認定PR
		◎協議会						-	R3:農業遺産シンボルマーク・リーフレット等の作成

(2) 海外販路の開拓

ア 販売促進イベント・セミナーの開催

有田みかんの海外販路の開拓	9	◎県	○	○	○	○	○	有田みかんの海外プロモーション 1回/年	R3:1回/年
		◎協議会	○	随時改訂			—	R4:外国語版リーフレットの作成	

イ 輸出上の課題解決に繋がる試験研究の実施

輸出上の課題解決に繋がる試験研究の実施	10	◎県	○	○	○	○	○	研究実施	研究実施(継続)
---------------------	----	----	---	---	---	---	---	------	----------

ウ 植物検疫条件による輸出障壁の撤廃への働きかけ

物検疫条件による輸出障壁の撤廃に向けた 国への働きかけ	10	◎県	○	○	○	○	○	要請実施	要請実施(継続)
--------------------------------	----	----	---	---	---	---	---	------	----------

(3) 他産地との差別化

ア 認定みかんや厳選出荷による「品質への信頼」と農業遺産認定を活かした「有田みかんの物語」による差別化の推進

農業遺産認定を活用した「有田みかんの物語」による差別化	11	◎有田市、◎協議会	○	○	○	○	○	—	R3~:「認定みかん」紹介サイトにおける農業遺産の発信
		◎協議会、◎市町、県	○	○	○	○	○		R3~:農業遺産特設ページの開設
		◎協議会	○	○	○	○	○		R3~:シンボルマーク・リーフレット等の作成(再掲)
		◎市町、◎JA、◎県、協議会	○	○	○	○	○		R3~:既存パンフレットの改訂による農業遺産認定のPR

2 農業生物多様性									
(1)栽培が途絶える品種・系統の出現									
ア 近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園における品種・系統維持									
近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園における品種・系統維持	12	◎近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園	○	○	○	○	○	品種・系統維持	品種・系統維持(継続)
近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園見学者への「多様な品種・系統の利用」の発信		◎近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園、協議会	○	○	○	○	○	—	R3～: 情報発信
近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園と協議会の勉強会の開催		◎近畿大学湯浅農場柑橘遺伝資源保存園、◎協議会	○	○	○	○	○	—	R3～: 勉強会
(2)雑木林の管理不足									
ア お話し講座による雑木林の役割周知と共同活動による雑木林の管理									
中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金による共同活動	13	◎地元集落、◎市町、県	○	○	○	○	○	実施協定数(中山間) : 109協定 実施地区数(多面的機能) : 76地区	R7: 109協定(中山間) R7: 76地区(多面的)
農業遺産 お話し講座による雑木林の役割発信		◎協議会、市町、県	○	○	○	○	○	—	お話し講座 R3～: 4回/年
おもしろ環境まつりにおける子供達への雑木林の役割発信		◎協議会	○	○	○	○	○	—	おもしろ環境まつり R3～: 出展
交付金 県版パンフレットでの雑木林の管理活動の掲載		◎県、協議会		○	○	○	○	—	県版パンフ R4～: 掲載開始
(3)環境保全型農業実践者間の連携強化									
ア 環境保全型農業 現地研修会の開催による連携強化									
環境保全型農業 現地研修会の開催	13	◎県	○	○	○	○	○	開催回数: 1回/2年	開催回数: 1回/2年
有田地方環境保全型農業研究会との意見交換		◎協議会、有田地方環境保全型農業研究会、県		○		○		—	R3～: 意見交換 開始
エコファーマーの維持		◎県、市町		○		○		エコファーマー認定件数 H30: 871件	R7: 450件

3 地域の伝統的な知識システム									
(1) 担い手農家の高齢化・減少									
ア 農業遺産認定を活用した就農促進施策の実施									
有田中央高校・県農林大学校での出前授業の実施	14	◎協議会、市町、県	○	○	○	○	○	—	R3～：1回/年
農業就業人口の維持		◎市町、◎県	○	○	○	○	○	農業就業人口 2015年：7,269人	2025年：6,380人
新規就農者の確保		◎市町、◎県	○	○	○	○	○	新規就農者数 37人/年程度	新規就農者数(R3～7計) ：220人
各種就農相談イベントでの本システムの魅力発信		◎市町、◎県、協議会	○	○	○	○	○	—	魅力発信 R3～：4回/年
(2) 枝変わり・一樹変異の情報集約									
ア 枝変わり・一樹変異探索事業の継続									
枝変わり・一樹変異探索事業の継続	15	◎県、高野町、かつらぎ町、有田川町、国	○	○	○	○	○	事業実施	事業継続
(3) 苗木園地周辺の住民による苗木生産(農作業)への理解									
ア 地元住民を対象とした農業遺産シンポジウムの開催									
農業遺産シンポジウムの開催	16	◎協議会、市町、JA、県	○	○	○	○	○	—	シンポジウム開催 ：1回/年
有田苗木組合での勉強会の開催		◎協議会、有田苗木組合	○	○	○	○	○	—	勉強会開催 ：1回/年

4 文化、価値観及び社会組織									
(1) 農文化の担い手の高齢化									
ア 本システムにおける農文化の役割の発信									
農業遺産 お話し講座による農文化の役割・重要性の発信(再掲)	17	◎協議会、市町、県	○	○	○	○	○	—	お話し講座 :4回/年
(2) 若者を中心とした「みかんの食習慣」の衰退									
ア 食育、食農教育等の展開(再掲)									
県内全小中学校・特別支援学校への温州みかんの提供・出前授業の実施	17	◎県	○	○	○	○	○	温州みかんの提供:1回/年	1回/年
農業遺産認定を活かした販売促進活動		◎JA、◎市町、◎協議会、 ◎市町	○	○	○	○	○	全国各地での販売促進イベント: :○回/年	1回/年
								—	R3~:ふるさと納税での認定PR
(3) 子供達への本システムの魅力伝達(再掲)									
ア 本システムについての小学生向け冊子の作成・出前授業の実施									
本システムの魅力発信を盛り込んだ食農教育の実施	17	◎協議会、◎JAありだ、市町、県	○	○	○	○	○	—	食農教育:55回/年
本システムについての小学生向け冊子の作成		◎協議会、市町、県	○	随時改訂		非実施		冊子作成:R3年度(以降、随時改訂)	
小学校の「地域学習の場」における出前授業等の実施		◎協議会、市町、県	○	○	○	○	○	非実施	
5 ランドスケープ及びシースケープの特徴									
(1) 耕作放棄地の発生懸念									
ア 担い手への農地集積及び公的機関を介した新規就農者への農地貸借									
農地面積の維持	18	◎市町、◎県、◎農地中間管理機構、農地活用協議会	○	○	○	○	○	温州みかん 栽培面積 H30:3,727ha	R7:3,579ha

6 変化に対するレジリエンス										
(1) 温暖化の進行										
ア 高温適応技術の開発										
高温適応技術に係る試験研究の実施	19	◎県	○	○	○	○	○	○	研究課題数: 1 課題	研究継続
(2) 石積み技術の継承										
ア 石積み研修会の開催、共同活動による石積みの保全										
石積み研修会の開催	20	◎JA、協議会、市町、県		○		○		—	研修会開催 :1回/2年	
農業遺産 お話し講座による石積みの役割・重要性の発信(再掲)		◎協議会、市町、県	○	○	○	○	○	—	お話し講座 :4回/年	
中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金による共同活動		◎地元集落、◎市町、県	○	○	○	○	○	実施協定数(中山間) :109協定 実施地区数(多面的機能) :76地区	R7:109協定(中山間) R7:76地区(多面的)	
7 多様な主体の参画										
(1) 多様な取組の連携										
ア 各種活動団体・組織が参画した「農業遺産シンポジウム」の開催										
各種団体・組織が参画した農業遺産シンポジウムの開催(再掲)	20	◎協議会、市町、JA、県	○	○	○	○	○	—	シンポジウム開催 :1回/年	
各種団体・組織の総会等での「農業遺産お話し講座」の実施(再掲)		◎協議会、市町、県	○	○	○	○	○	—	お話し講座 :4回/年	

8 6次産業化の推進									
(1) マーケットと6次産業実践者とのマッチング									
ア 産品商談会によるマッチング機会の創出									
産品商談会によるマーケットと6次産業実践者とのマッチング	21	◎県、◎6次産業実践者、協議会	○	○	○	○	○	実施回数:3回/年	実施回数:3回/年(継続実施)